



平成 28 年 4 月 6 日

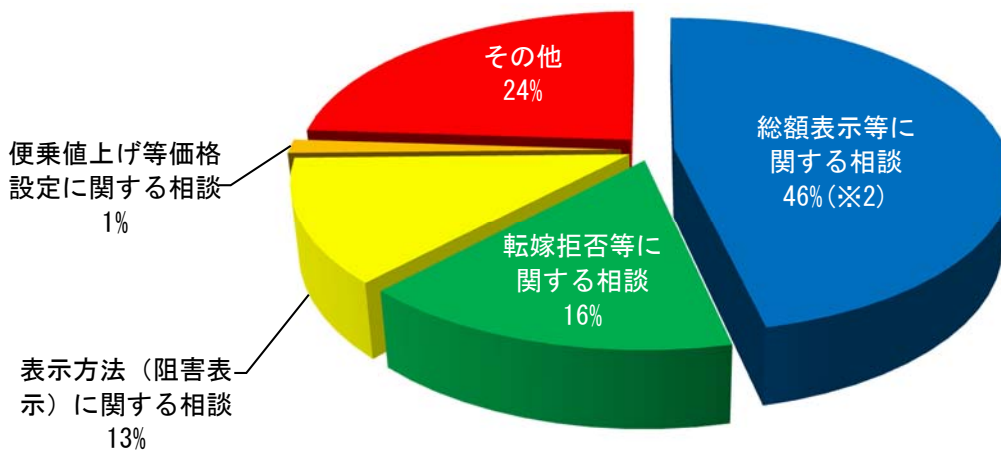
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 28 年 3 月(3/1～3/31)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

3月の相談件数：電話 119 件、メール 23 件

【相談内容（全 142 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 元請事業者と当社の請負工事の取引には8%の消費税率が適用され、当社と下請事業者との請負工事の取引に 10%の消費税率が適用される場合、当社が元請事業者から受け取る消費税は8%で計算されるのに対し、当社が下請事業者に支払う消費税は 10%で計算されると、当社が損することにならないか。

A. 事業者の消費税の納付税額は、原則として、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除した金額となりますので、その仕入れに係る消費税率 10%分が控除されることとなります。

したがって、御相談のケースのように、売上げに係る消費税率が8%で、仕入れに係る消費税率が 10%と異なる場合であっても、上記の消費税の納税の仕組みにより、貴社の損益に影響を与えるものではありません。

国土交通省のホームページに、御相談の内容を含め建設産業における消費税の納税の仕組み等について解説した資料が掲載されていますので、そちらも御参照ください。

なお、貴社と下請事業者の関係が消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者と特定供給事業者の適用関係に当たる場合、税率 10%が適用される取引について貴社が下請事業者に対して8%分しか支払わないなど、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定める行為は、「買ったとき」として消費税転嫁対

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 22 件
※2 うち総額表示に関する相談が 24%、消費税一般に関する相談が 76%

策特別措置法上問題となる可能性がありますので御留意願います。

国土交通省ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>建設業>建設業法令順守
>建設産業における消費税の転嫁対策について
資料「建設産業における消費税の転嫁対策について」
2ページ目「元下契約に関する経過措置と損益の関係」参照
<http://www.mlit.go.jp/common/001102257.pdf>

Q. 平成 29 年4月の消費税率 10%への引上げ前と引上げ後の期間を含む店舗等の賃貸借取引に適用される消費税率の適用についての考え方を教えてほしい。

A. 消費税の適用税率について、平成 29 年4月1日以後に行われる店舗等の賃貸借取引などの資産の貸付けに係る取引については、経過措置が適用される場合を除き、原則として、10%の消費税率が適用されます。

個々の取引における経過措置を含めた適用税率等消費税法について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお尋ねください。

Q. 看板における広告は、総額表示義務及び総額表示義務の特例の対象となるのか。

A. 総額表示の義務付けは、消費者に対してあらかじめ商品の販売、役務の提供等を行う場合の価格表示を対象としているため、それがどのような表示媒体によるものであるかは問いませんので、看板広告も総額表示義務及び総額表示義務の特例の対象となります。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 小売業者である。消費税率 10%への引上げに際して価格表示を外税方式に変更することとしており、これに伴いレジシステムを変更する必要がある。納入業者に対し、消費税率の引上げに応じることと引き換えに、システム変更にかかった費用の一部を負担するよう求めることとしたいが、消費税転嫁対策特別措置法上問題となるか。

A. 小売業者(消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者)が、納入業者(同法上の特定供給事業者)との取引において、取引価格(税込価格)に消費税率引上げ分(8%から 10%へ)の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、レジシステムの変更費用の全部又は一部の負担を納入業者に求めることは、「利益提供の要請」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

Q. 取引先の法人事業者(消費税価格転嫁対策特別措置法上の特定事業者)が、消費税率引上げ後も当該法人事業者が発注先から取引価格を見直してもらっていないことを理由に当社(同法上の特定供給事業者)からの仕入価格を据え置くことは合理的な理由となり得るのか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、特定供給事業者(売手)から受ける商品又は役務の供給に関して、消費税率の引上げ後も取引価格(税込価格)を据え置くことは合理的な理由がない限り、「買いたたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

特定事業者(買手)が自身の取引先から消費税率引上げ後も取引価格の見直しに応じてもらえないことを理由に、特定供給事業者(売手)からの仕入価格を据え置くことは、合理的な理由とはなりません。

実際にそのような行為を受けた場合には公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話 : 03-3539-2610